

平成15年4月18日
中国財務局

株式会社せとうち銀行及び株式会社広島総合銀行に
対する行政処分について
(局長談話)

1. 本日、株式会社せとうち銀行及び株式会社広島総合銀行に対して、金融庁から、銀行法第26条第1項の規定に基づき、法令等遵守に関する業務改善命令が発出された。
2. 両行は、平成16年5月のシステム統合を目処に合併することとしており、顧客とのリレーションシップに立脚した地域金融機関として、より一層顧客からの信頼を確保し、地域経済の発展に寄与することが期待されているところである。
こうした中、両行において法令等遵守態勢の確立、遵守状況の把握に関し、取締役会等がその機能を十分に発揮していないなど内部管理態勢に重大な問題が認められ、金融庁から業務改善命令を受けたことは、誠に遺憾である。
3. 今後、両行は法令等遵守にかかる内部管理態勢の充実・強化に向けた改善計画を策定し、実施していくこととなるが、中国財務局としては、改善に向けた実効性ある計画が策定され、それが着実に実施されるよう、厳正に対処してまいりたい。

連絡 問合せ先

中国財務局 理財部 金融監督第1課

電話 082-221-9221(内線3451)